

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和4年9月16日(金)
- 2 開会日時及び場所
令和4年9月16日(金) 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和4年9月16日(金) 午後2時45分
- 4 委員氏名

(1)出席者(14名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (4番)関谷 芳広 (6番)倉重 俊則
(7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正
(11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志
(16番)原田 道昭 (18番)横木 勉

(2)欠席者(4名)

(3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二 (13番)熊安 悦子 (17番)藤井 伸昌

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書記	福田 謙一郎
” 書記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第51号 非農地判定(取り消し)について
報告第60号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第61号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第62号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第63号 現況証明書の発行について
報告第64号 時効取得について
報告第65号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

9番 光井 憲治委員

11番 池田 寛委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和4年9月の月例総会を開催いたします。

本日は、3番、中山委員、5番、木原委員、13番、熊安委員、藤井会長が欠席でございます。

過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

本日は、会長が欠席ですので、会長職務代理者の議長として議事進行をよろしく願いいたします。それでは、よろしく申し上げます。

○会長職務代理 皆さん、こんにちは。

お暑うございまして、連日ちょうど農繁期の忙しいときに農業委員会、御参加ありがとうございます。

今日は、不慣れな議長で、議事としては3条が1件、4条が1件、それから5条が4件ということで少ないんですが、何分不慣れなんで、皆様方の御協力をお願いして進んでいきたいと思っております。

心配なのは、今年は稲作のほうは、稲がほぼ昨年並みにできていたと思うんですが、心配なのはこの14号が19日に豊北町の辺を通ると、最悪のコースを通ると、おまけに45mから56mということで、早く帰って、私も台風対策をやって、屋根が飛ぶから、あれこれ準備もしとかんといけんと思うんで、皆さんもそういう気持ちがあると思いますが、一つよろしく願いしたいと思っております。

それでは、本日の議事録の署名委員は、9番の光井さんと、11番の池田さんが行います。

それでは、まず議案審議に入ります。

それでは、事務局のほうお願いいたします。

○事務局 議案説明の前に、今回から議案の様式のほうが変更になっております。掲載の内容とか、様式等に関する御意見とかありましたら、議案審議の後、その他の連絡事項の際に再度お尋ねいたしますので、御意見がありましたらその際をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第48号農地法第3条の規定による許可申請についてです。1件ありましたが、この1件は取り下げになっております。

以上です。（「続きが」と呼ぶ者あり）いいんですか。それでは、引き続き。

○**会長職務代理** じゃあ、49号の第4条議案お願いいたします。

○**事務局** 御説明いたします。

議案書は2ページ、資料は5ページからとなります。

議案第49号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件です。

転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。

資料は5ページになります。

農地区分は、集団農地面積2.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない2種農地と判断します。

以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**会長職務代理** それでは、議案49号の1、地元の農業委員さん、説明をお願いいたします。

○**1番** 1番の池田でございます。

議案第49号の1は、申請人が太陽光発電設備をするという転用申請でございます。

現地確認を9月9日午後3時頃、事務局3名と石川小委員長さんと私の5名で行いました。また、ヒアリングは代理人対応ということでしたので、行政書士さんに13日にお話を聞きましたので報告いたします。

場所は、資料の5ページ、6ページを御覧ください。

——の東側です。

申請者は——、そして——として、地域農業の担い手として意欲を示しておられたのですが、皆さんも御存じのように、事務局そして私たち委員もソーラーシェアリングに対して随分悩みました。もう少し時間をかけて、可能な方法を見出せるとよかったですけれども、無理を押し通されて現在のような結果となりました。

今、見ましても、ほとんど太陽光線の入らない状態での作物栽培は無理ではないかと思ひ、太陽光として転用されることが妥当な線かと思ひます。また、これは雑種地となります。行政書士さんにも、フェンス標識の設置など、また水路の清掃等の義務などもお話ししました。

以上でございます。皆様方の御審議よろしく願いいたします。

○**会長職務代理** 説明が終わりました件について、皆様方、御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**会長職務代理** ございませんか。それでは、採決に入らせていただきます。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**会長職務代理** 全員賛成ということで議決いたします。

それでは続きまして、50号について、事務局のほうの説明、お願いいたします。

○**事務局** それでは、御説明いたします。

議案書は3ページ、資料11ページからです。

議案第50号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は4件です。

転用目的は、太陽光発電設備が3件、残土置き場が1件です。

受付番号1は太陽光発電設備です。

資料は11ページになります。

農地区分は、集団農地面積2.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号2も太陽光発電設備です。

資料は17ページです。

農地区分は、集団農地面積9haの農地で、いずれの法令にも該当しない第2種農地と判断します。

受付番号3も太陽光発電設備です。

資料は23ページです。

農地区分は、集団農地面積1.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない第2種農地と判断します。

受付番号4は残土置き場です。

資料は29ページです。

農地区分は、農地法第5条第2項第1項1号イに該当する農用地区域内の農地で、令和5年3月31日までに現状回復予定の一時転用となっております。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**会長職務代理** それでは、事務局のほうから説明がありました。順次、50号の1から地元の農業委員さん、説明をお願いいたします。

○**1番** 1番の池田でございます。

議案第50号の1は、――の――が、譲渡人の2,787m²の土地を譲受け、太陽光発電設備を設置するという所有権移転の申請でございます。

現地確認も9月9日、5名で行いました。

場所は、先ほど説明しました4条でありました申請者の隣接の田で、所有者は一緒です。

資料の11、12ページを御覧ください。

先ほども言いましたが、どうしても本人が大切にされていた田んぼを手放されるのが随分疑問に思いました、行政書士さんに聞きましたところ、いろいろ悩んだけれど、規模を小さくして残った土地をきちんと管理したいとのことでした。昨年まで、近辺の田に飼料米を植えておられたのですが、聞きましたら、「今年は植えません」と本人も言うておられました。それで近辺も管理田となっています。

フェンス、標識の設置、近辺の水路やあぜ道の清掃などをお願いいたしました。

また、11ページにありますように、2種農地です。

以上で、報告を終わります。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○**会長職務代理** 地元の農業委員さんから説明がございました。

それでは、順次、皆様方から質問がございましたら受けたいと思います。どなたかございますか。石田さん、どうぞ。

○**12番** 12番、石田です。

—でおられた——ですけど、今年植えられていないということで。

○**会長職務代理** マイクがちょっと入らんかね。

○**12番** 入っていない。

○**会長職務代理** 小さい。

○**12番** 了解です。今年は、全然植えられていなくて、ほかの方のも今まで管理されたりもしていることがあると思うんですけど、その辺は、今、地元でどうなっているんですかね。

○**1番** 周辺の田んぼは、かなり耕作されていました。私もパトロールで何回も見ましたし、ただ、11月遅くなっても刈られないし、12月の初め頃やっと刈られたなという感じで、多分、品質もよくないんじゃないかなという状況でした。昨年。今年は見回りましたら、きちんと草は刈られており、何回か刈られているなというのを見ました。刈っていらっしゃるところは見ませんが、刈っておられる状態を見たら分かりますので、そんなに伸びていなかったのもそういう状況です。やっぱりちょっといろいろ悩まれたので、精神的につらかったのか、それとも去年も悪戦苦闘されていたということは、農業機械がうまく動かなかったのか、コンバインとかそういうふうな機械のトラブルも、これは私の想像ですけど、うちも稲作っていますから分かりますけど、古くなるとどうしてもうまく動かなくなったり、いいことか悪いことか分かりませんが、—に置いてらっしゃるんです。だから、倉庫に入れてあるわけじゃないし、そういう機械のトラブルもあったのではないかなというふうな気もしております。

以上です。

○12番 ありがとうございます。

○会長職務代理 よろしいですか。

○12番 はい。

○会長職務代理 ほかにございませんか。

それでは、ないようですので採決をさせていただきます。

議案に賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○会長職務代理 全員賛成ということで議決いたします。

続きまして、50号の2の議案について、地元の農業委員さん説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第50号の2は、譲受人が太陽光発電施設を設置するため、所有権移転をするという案件です。

9月9日に事務局3名と中山委員と一緒に現地を確認しました。また12、13日の両日で行政書士、譲受人、それから譲渡人の話を聞きましたので、その結果の報告をします。

現地は、牟礼中学校から――へ――ぐらいのところにあります。――の北側という位置にあります。譲受人はこの土地を、長年、耕作放棄をしており、木が茂り森のようになっています。少し段差があるんですが、わりと平らなところで、中に少し木がいっぱい森があるというそういう状況になっています。

今回、隣の土地が太陽光発電施設を設置されるということになり、それに伴って譲ってもらえないかという話が会社からあったので、手放すことにしたということです。この方、まだ2反ぐらい田んぼがあるんですが、残りはできる限り耕作をしていくということでした。

それから、この土地、大きな道がないんですが、今、言いましたように隣の土地も同じ会社の太陽光発電施設ですので、そこを造る前に先にここを踏み地にして、奥を造ってということで、工事をするという事です。

資料が何ページか、資料を見てもらったら飛びが分かりやすいと思いますが……。17ページからですね。ちょうど17ページ、左側の斜線が引かれているところが太陽光発電を設置するという事で、一部は工事が始まっていますが、この斜線の部分が全部、太陽光発電になります。真ん中の緑の線で囲まれたところは、今回の飛びということで、隣から資材を入れて工事をするという事です。

農道や水路については、清掃を定期的に行う予定ですということでしたが、ちょっと最近この会社は草刈りが遅れているような感じがしましたので、それも含めてちょっと遅れていますよねとい

う話をしましたら、9月頃にもう一度刈る予定にしていますということでした。

それと、フェンスを少し下げて設置をしますので、その外側の部分は防草シート、50cmぐらいは防草シートを張るということです。中は張らないけど、外は近所に迷惑にならんように防草シートを張りますということでした。

8月の半ばから、前回のこの委員会ですとずっと工事しよらんのかどうかと話をしたんですが、8月の半ばから突然、パネルが入荷し始めたので、順次、工事を進めていますということで、私も4か所ぐらい一斉に工事が始まっているのを確認しております。

それと、設置は済んだんですが、発電をなぜ始めないのかという話も行政書士と会社と両方聞いてみましたが、——、発電を始めたそうです。

線の利用料は、中国電力にもう既に払っているのですが、なかなか何か調整があるみたいで、その順番が来ないので話が進んでいないということで、今、順次、進めていきますということです。

17ページで見られても分かるように、周りは余り農地がありません。太陽光発電ばかりになりますので、特に営農への影響もないと思いますので、地元委員としては、やむを得ないと思います。

皆様、御審議よろしく申し上げます。

○**会長職務代理** 説明、ありがとうございました。

それでは、皆様からの御質問を受けたいと思います。どなたかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**会長職務代理** それでは、議事賛成の方は採決をいたしますので、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○**会長職務代理** 全員賛成ということで、議決をいたします。

それでは、引き続き、50号の3、地元の農業委員さん、説明をお願いいたします。

○**1番** 1番の池田でございます。

事案第50号の3は、先ほどから出ています——の——が譲渡人の1,084m²の土地を譲受け、太陽光発電設備を設置するという所有権移転の申請でございます。

現地確認を9月9日に5名で行いました。

場所は、資料の23、24ページを御覧ください。

——の北側で、西の端です。——のある辺りです。

9月12日に本人と行政書士さんの方にヒアリングしましたので、報告いたします。

譲渡人の方は、以前から何か所か太陽光に関わられ、退職後、几帳面な性格の方でして、きれいに管理しようとして頑張ってこられたのですが、年々年を取るに従って体がきつくなり、管理ができなくなってきたとのこと。そして、まだ残った土地もありますので、牟礼の朝市にも出荷

しておられます。その畑、これらをきちんと保ちたいとのこと。

先ほど石川委員もおっしゃっていましたように、私も気になりますので、先月いろいろ問題になっておりましたので、その辺りを聞きました。8月に入ってコロナによる台湾のロックダウンが終わり、太陽光パネルが入ってきだし急に忙しくなってきたそうです。

江泊近辺も、順次、草の処理を始められまして、現在4か所とてもきれいになっています。パネル施工が完了したところも先ほどありましたが、中国電力による送電線への電託工事待ちだそうです。フェンス、標識、近辺の水路の清掃、それから近所に住宅がありますので、近隣への配慮などをお願いいたしました。

地図を見てもらいますと、23ページですけど、その一も広く太陽光ができる予定で、まだここはされていません。また、一のほう、これも今回の所有者さんの以前のものだって——に譲られたんですけども、太陽光ができています。標識がないと私がよく言っていましたけど、すぐに行ってみました。そうしたらきちんと標識されておりました。

以上でございます。

23ページにありますように、2種農地となっております。これも地元議員としては、やむを得ないのかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくをお願いいたします。

○**会長職務代理** 説明、ありがとうございました。

説明が終わりましたので、皆様方、質問がございましたら受けたいと思います。では、石田委員お願いします。

○**12番** 先ほども、そういやあ聞こうと思って聞いていなかったんですけど、これ、今、事務局に書類が提出されたときに、周辺の同意はどうでしたかというのを聞いてもらえるようになっていると思うんですけど、説明してくださいねってお願いしますかみたいな感じだったんですけど、さっき。その辺も含めて、この参考資料にその結果がどうだったのかというのを、やっぱりつけていただくべきだと思うんですね。当日になっていきなり、これは反対があるよと言われても、こっちは判断のつけようがないわけなんで、次からそれをお願いできたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○**会長職務代理** 今の件ですがね、事業計画書にきちっと記入するということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今後。

○**12番** 事業計画書の様式を変えるのも大変でしょうから、これ確か統一様式が何か変わるというのでしたよね。なので、それ大変だろうから、もう1枚ぺろんとつけていただくか。独自で。じゃないとそのルールをつくった意味がないし、委員としても判断のつけようがないと思うんで、せっかくルールつくったのだから、みんなで話して、それに従事してやっていただきたいと思うんですけど、よろしいですか。

- 会長職務代理** その辺り、事務局はどうでしょうか。
- 事務局** 業者のほうの説明した内容と、それについての住民の方の反応というか、そういったのを記載したものを添付したらいいということでしょうか。（発言する者あり）はい、承知しました。（「お願いします。ちょっと大変だけど」と呼ぶ者あり）
- 会長職務代理** それでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、各農業委員の方、そういうのをきちっとやっていただくということで、以前から太陽光の問題は、後の保守管理とか近隣トラブルというのが持越しになっておりましたので、確認するというところで御理解をください。それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 会長職務代理** ございません。ないようですので、採決を行いたいと思います。それでは、賛成の方、委員、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 会長職務代理** 全員賛成ということで、議決をいたします。それでは続きまして、50号の4について地元の農業委員さん、説明をお願いいたします。
- 14番** 14番の末廣です。

議案第50号の4は、作業棟新築工事に伴う残土を隣接の農地を借り受けて、残土置き場にする案件でございます。

現地確認を9月9日、事務局3名と原田小委員長と私の5名で行いました。

また借受人には12日、貸付人には13日に電話で事情聴取を行いました。

議案書29ページを御覧になっていただくと分かるんですが、場所は――の、これ50号の4の下にグラウンドと書いてある。あれは――の――です。下のグラウンドは――。その――のすぐ西側ですね。県の農業試験場の試験田を管理する作業棟これを造る。作業棟とか格納庫を新築するために掘削工事を行うわけですが、その残土を隣接する農地へ仮置き場として置かせてくれということなんです。農地といいましても、今は耕作をされておられません。耕作放棄地みたいになつとるところですが、この、今、29ページの申請地、そこに置くんですが、その下に細長いずっと大道大橋まで、そこに作業棟を建設する予定です。

その中に掘削する残土を置くところがないということで、ちょっと隣の隣接地に置くと。この土地は、今度、――というのが工事をやるわけですが、県のほうから話があつて、隣に借りたらどうかということのようで、そちらに話をして借り受けることになったと。期限が来年の3月末までの予定でございます。担当の方に聞いたら、3月の上旬にはできるんじゃないか、そういうふうな話でございました。現地は、作業が済み次第、元通りにして返すということのようでございます。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**会長職務代理** ありがとうございました。

それでは、50号の4の地元説明が終わりましたので、御質問がありましたら受けたいと思いません。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**会長職務代理** ないようですので、採決を取ります。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**会長職務代理** 全員賛成ということで、決議いたします。

続きまして、資料の議案51号というのがあるんですが、これについて、事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 初めに、議案の修正がございます。

議案5ページの地番に誤りがありましたので、修正しております。正しくは、——です。

それでは、御説明いたします。

議案書5ページ、議案第51号非農地判断の取消しについてです。今回、1件提出されております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○**会長職務代理** これは7月19日の農業委員会で、一応、非農地判定ということで、地元の農業委員の方から説明がありまして、その後、恐らく地元の地主さんのほうから取消しをしてくれというようなことがあったと思う。地元の農業委員さん何かございますかね。

○**9番** 事務局のほうから電話があったというのを聞いております。私ですかね。すみません。説明してもいいですかね。

○**会長職務代理** 若干の問題がない経緯でしたら、説明をお願いします。

○**9番** はい。9番の光井です。

議案第51号、これは非農地判断、この取消しについて、これについて報告をいたします。

この農地につきましては、地番が西浦——なんですけれども、だいぶ遡って3月3日ですかね。これを午前中に関係者3名で非農地判断の調査を行っております。

場所については、西浦の——地区ですかね。これの山手側で、——というお寺があるんですけども、その駐車場のすぐ隣にあります。地元には推進委員がおりますので、この辺の状況を聞いたところ、この辺は昔はみかんの栽培が盛んに行われていたということなんですけれども、今はその面影は全くありません。したがって、農道これももうあっていないような状態ですね。

問題の農地については、面積は481m²なんですけれども、4分の3程度、もしくはそれ以上は、もう竹やぶで覆われております。残りの4分の1は草が生えておる状態で、耕作をしたような

面影、これは全くありませんでした。

そこで非農地と判断をしまして、7月19日、この前の7月の定例の月例総会ですか、これで審議いただきまして、非農地これとの判断をしていただきました。その後、このことは事務局から地主の方に報告されたと思います。

ところが、地主の方が、この地主の方は大変立派だなと思うんですけども、親が苦勞して耕作していたこの農地、これをいわゆる非農地ですか、山林とするのは忍びないということで畑として残しておきたいと、そういうような報告があったように聞いております。いずれ耕作するとの連絡があったようです。

どうも気になるのは、今日も朝5時半ぐらいに現地に出向きまして、日常の状況を確認したんですけども、全くは昔のままというか、昔よりは状況は悪くなって、よくなっていないですね、手を入れていないから悪くなっておる状態ですけども、本人がやると言われる、そういうお話を聞いております。けど、地主の方のあれはいいですかね、この程度で、まだほかに何かつけ加えることがあったらお願いして、なければもう進めていきたいんですけど、この理由でいいですかね。

○事務局 はい、一応、地主さんからは、そうですね、――が生前作っていらっしやったと。それで、竹やぶに全体的にはなっていないはずだというお話がありました。

それで、事務局の職員でちょっと見に行っただんですけども、確かにその道路側から見たときには、竹が覆っているように見えるんですが、竹の覆っているところの入り口をちょっと避けて、裏のほうから入ってみたところ、全て覆われているわけではなくて、ほぼ半分近くは竹が生えていない下草だけの状態でした。

そういったところで、一応、非農地、現況が山林化しているというふうには見えないということで、非農地として扱うのは妥当ではないということで、取消しを一応、議案として上程したものかというふうな流れになりました。

○9番 ありがとうございます。

そういうことらしいです。以上で報告のほうを終わりたいと思います。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長職務代理 丁寧な説明をありがとうございました。

今、私たちも、先月から利用状況調査をやっているときに、山林指定してある、今後、非農地判定をする場所もあると思うんですよ。ただ、一番樹木が繁茂している時期ですから、今、なかなか奥まで入れんというのが実態ですね。だから、もう今回はこういう事案1件出たんですけど、今後、非農地判定の調査をするんですが、あくまで事務局のほうから連絡をされて、地主の方から非農地を取消してくれというのは出るとは思いますが、それは仕方ないと思うんですよ。ただ、ある

程度、可能な限り行って、本当に少しでも耕作をしているところを、やっぱり非農地と言われたら、地主の方は憤慨されるので、ここは注意したらいいかなというふうに思います。ありがとうございました。

では、51号についてほかにございせんか。

○11番 11番の池田ですけど、今の件は先月議案として可決しているわけですけど、それを取消しということで、今のお話、客観的に見て、現場を見てこれは明らかに非農地であると判断して、客観的にあれて、今、地主さんの意向がちょっと、こうじゃそりゃ違うよという判断が働いたということですから、我々、今後、非農地として赤で判断する場合には、客観的に地主さんの意向があれば、そりゃあもし困ると言われたら、また農地に戻すという考え方で、その辺の考え方はちょっとどちらになるのか。

○事務局 地主さんの意向は、汲みません。現況で判断します。ですから、今回の件は、地主さんが誤りではないかという申出があったんですが、それで地主さんの意向で変えたというわけではなくて、現況を再度見たところ、全体的に山林化していないというところで取消したと。だから、現況を見て誤りだったということで取消しております。

○11番 はい。分かりました。

○会長職務代理 ちょっと私のほうから1点、ちょっと難しい判断だと思うんですけど、かなり御高齢の方は先祖から預かるとる土地やから、その山林にしてしまうのは何か責任があって、難しいというのはよく意見も聞くんですよ。だけど、やっぱりあくまで私たちは現況を見ながら判断せんといけんの、例えば山林の状態をしているのに、山林にしちゃあいけんというのがあったときはどうするんですか。ちょっと一例として質問してみたいんですけど。

○事務局 山林になっている状態。地目が農地で。

○会長職務代理 だから、明らかにもう樹木も木も生えて山林化しておると、極端な言い方したら、いや私はまたそれを聞いて畑へせるんじゃちゅう人がおったときには、やっぱり地主の意向を聞くということですか。

○事務局 地主の意向は聞かないです。法務局のほうにも登記官に質問したんですけども、我々が判断するときには、土地の現況を見て判断する。地主の方がそういった地目を農地に本当はしたいということであれば、木を切り倒して農地の現況にしたところで、そうしたらもう一度、こちら御申請を受けて農家に従事する。そういった手続を取ってくださいということでした。

○会長職務代理 ありがとうございます。

あくまで現況判断で、地主の方が現況を変えられて、また非農地に戻してくれという手続でいいですね。

○事務局 はい。

○**会長職務代理** ありがとうございます。

ほかにございませんか。どうぞ。

○**15番** 15番、林です。

冒頭で、ちょっとその他のときに質問してくださいということだったんですけど、ちょうど、今、非農地判断のことでちょっと私も悩んでいたんですけど、現況で判断をするという、今、お話しだったんですけど、昨年の状況調査や農地パトロールをして、地主の方とちょっと私、トラブルになったんですよね。

何で勝手に非農地にするのか、ちゃんと竹を刈っちゃうんじゃないかと、竹やぶだったんですけど、繁茂しとったときに調査をして、その後、冬に竹を切っちゃった。それで事務局のほうから状況調査、依頼書を出されて、それで憤慨されて、返答が返っちゃったと思うんですよね。そういつたときに、私が、ああ、すみません、これは私の見る時期が違ごうちゃったですねと、一応頭を下げたんですけど、そういうことがあるので、私たちはその矢面に立たされるんですよね。地主の方と。

今、法務局や事務局、やっちゃうほうは、そういう管理ベースの話をされると思うんですけど、その辺はやっぱり一歩踏み込んで、私も今回、残したんですけど、その1地区を。それはそこでトラブルがあったから。今からトラブルになることもあるんですよね。そういうところで、私が一応見に行って、それで色別を判断するんですけど、一応、地主の方に、私はちょっと意向を聞こうと思ったんです。でないと、また事務局にもわーわー言ってこられるし、誰か調査したんかというたら、林らじゃという話になるんです。

だから、その辺をちょっと杓子定規にやるのも結構ですけど、やっぱり私らは現地で見るので、地元でちゃんとおるんで、隣近所でトラブルになるんですよね。その辺をちょっと考えていただければ、私らの調査も少しでもやりやすいかな。そちらは苦情を聞けばいいんですよね、事務局は。私らはそういうふうに嫌味たらしく言われるんですけどね。そういったところでいったら、私は胸に止めとかんにやいけんのかということになるんですよ。言いたいことも言えんと。言ってもええですよね、私だったら、ちゃんと言いますけどね。でも、そういうふうに、そういうトラブルがあるもので、やっぱり杓子定規にはちょっといかなものかなと思って、一応、意向は聞いて、ここは非農地にしたいんですがいいですかねという問いかけぐらいはしたいと思って、私は個人的に思っています。その辺で、ちょっと事務局のほうで御検討していただければなと思っていますけど。

○**会長職務代理** 林さんのほうから意見がありましたけど、私個人も確かに非農地判定した後、ちょっと言われたことはあります。ただ、一つ一つ住所の確認をしながらするというのはちょっと難しいと思うんですよ。筆数が凄く多いですからね。

だから、——が言われたように、一旦やはり現状で判断をして、地主の方は非農地にしたくないという届けがされたら、それでまた審議するということがいいんじゃないですかね。ほかの方の意見がございましたら、はいどうぞ。

○12番 本当は、やっぱり今回のも実際は見に行ったら半分違っていたということが建て前なんでしょうけど、多分言ってきたからですよ、本当はね。事務局としてはそう言わざるを得るところで、苦しい言い訳みたいになってしまっているんだと思うんですけど、本当はやっぱり御意向も聞くのがいいんでしょうけど、機械的に例えば農業委員会でこれだけ調査して、山林と判断したので戻しますが、何日までに御意見があれば返送してくださいとか封筒を出すとか、そこまできたらいいと思うんですけど、事務局としては負担になるのかなとは思いますが、どんなですかね。

○事務局 一応、そのことについても法務局のほうには問い合わせしております。それで、先ほどどのような回答だったので、これは全国一律のやり方なんですけれども、当然、所有者の意向を無視したような形で、我々はその現況で判断するというような通知を受けております。なので、所有者の方からの申出、苦情、そういったものは想定しております。

ただ、その所有者の方が、非農地、地目を農地のままにしておいてほしいと、そういった御意見で非農地にしないという筆もある。もしくは、それプラス所有者の方の意見を全部聞かずに、現況だけで判断して非農地にしたところもある。そういったことで判断がばらばらになってしまう可能性もあるので、意見を聞くのであればみんな意見を聞かなきゃいけないのかなとは思いますが、そういったことは、そういった判断で行うべきではないという指導は受けております。

○12番 事務局方のそういう意向というのも分かりました。ただ、先ほど林さんが言われたように、矢面に立たされる地元委委員としたら、本当にたまったもんじゃないと思いますので、じゃったらその辺の判断は事務局でしましたというようなね、言うてもらって、地元委員にそういったクレームがないようにしていただけたらいいんじゃないかなとは、今、ちょっと解決策としてね、そのぐらいしかないかなと、法務局がそうやって言うんであって、事務局もそれじゃないとなかなか動きにくいということであれば、申し訳ないけど事務局が矢面に立っていただくしかないかなと、ちょっと聞きながら思いましたので。

○事務局 今回の件も、直接、事務局のほうにお話がございます、所有者の方、県外の方だったんですけども、長時間にわたり何時間もお話をお聞きしております。そういったトラブルがありましたら、事務局のほうにおつなぎいただいて、直接こちらのほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

○会長職務代理 それでよろしいですかね。いろいろあると思いますけど、この51号については問題ないと思いますので、一応、この取消の議案について、皆様方の採決を行います。これで賛成の

方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○**会長職務代理** 全員賛成ということで、51号受け付けいたします。

○**事務局** 吉本さんすみません、ちょっと報告ですけれども、現在、非農地通知を事務局のほうから発送しまして、所有者の方がその通知を持って法務局に行って、地目登記の地目変更をする手続を取っていただくような形になっております。ぶっちゃけた話ですけど、私どもが非農地通知を送って、農家台帳の現況地目、それを山林とか原野とかに変えます。法務局の登記簿については、御自身で手続に行かないと登記簿の地目は変わりません。補足です。本人がどうしても嫌がるということであれば、それを促進するつもりはないですけども、通知を持って行って登記簿を変えないという方法もあるかなというふうに思います。

○**会長職務代理** ありがとうございます。

じゃあ、続いて、(「ごめんなさい、今で質問」と呼ぶ者あり) はい、どうぞ。

○**12番** それって、印紙とかが要ったりお金かかったりするんですかね。

○**事務局** いえ、費用はかかりません。

○**12番** ああ、そうですか。

○**事務局** 通知書を持って、それで事前に予約をしてもらって。

○**12番** はい、分かりました。(発言する者あり)

○**会長職務代理** 小さいのでマイクを置きますか。

○**15番** 短いんですけど、その件については私も土地がそういうふうになりましたので、個人的に聞きました。何も言いません。市から角印が押してあるのを持って行って、当初は現地を見に行くと、調査員が行きますという話だったんですけど、2回目にその書類を持って行ったら、市の発行印が押してあるので、これで紙で処理しますということで、0円になったんですね。(発言する者あり)参考までによろしいですね。

○**会長職務代理** ありがとうございます。

それでは、資料の6ページからの、これは報告議案なんですけど、ずっと65号までございます。何か質問等があれば、これ決議とかそういうことじゃあないんですが、質問等がありましたら、お受けいたします。

ございませんかね。15ページの63号というのがあるんですけど、これ逆に現況証明ということで、昨日それでやった事案ですが、何か審議を求めるというふうに書いてあるので、何かございましたら意見を聞きたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**会長職務代理** それでは、60から65号は審議事項ではございませんけど、一応、これで議案の

審議については終わります。

午後 2 時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 9月16日

議 長 吉本 典正

署名委員

署名委員